

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目次

ページ

条 例

- 行政機関設置条例の一部を改正する条例 (人事課) 一
- 県立学校条例の一部を改正する条例 (教育庁特別支援教育部) 一
- 職員の特給に関する条例の一部を改正する条例 (教育庁教職員課) 二
- 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (同) 二
- 公立大学法人宮城大学に係る地方独立行政法人法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産を定める条例 (県立大学室) 三
- 手数料条例の一部を改正する条例 (財政課) 三
- 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (市町村課) 三
- 申請等の受理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (同) 五
- 統計調査条例の一部を改正する条例 (統計課) 六
- 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例 (NPO活動促進室) 六

条 例

行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十九号

行政機関設置条例の一部を改正する条例

行政機関設置条例（昭和三十三年宮城県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項の表宮城県大崎県税事務所の項中

宮城県大崎県税事務所

を

宮城県北部県税事務所

に、「大崎市」を「栗原市、大崎市」に改め、同表宮城県

栗原県税事務所の項及び宮城県登米県税事務所の項を削り、同表宮城県石巻県税事務所の項中

宮城県石巻県税事務所

を「宮城県東部県税事務所」に、「石巻市」を

「石巻市、登米市」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

県立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十号

県立学校条例の一部を改正する条例

県立学校条例（昭和三十九年宮城県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の表を次のように改める。

| 名 称 | 位 置 |
|-------------|------|
| 宮城県立視覚支援学校 | 仙台市 |
| 宮城県立聴覚支援学校 | 同 |
| 宮城県立光明支援学校 | 同 |
| 宮城県立拓桃支援学校 | 同 |
| 宮城県立西多賀支援学校 | 同 |
| 宮城県立石巻支援学校 | 石巻市 |
| 宮城県立気仙沼支援学校 | 気仙沼市 |
| 宮城県立名取支援学校 | 名取市 |

| | |
|-----------------|--------|
| 宮城県立角田支援学校 | 角田市 |
| 宮城県立迫支援学校 | 登米市 |
| 宮城県立金成支援学校 | 栗原市 |
| 宮城県立古川支援学校 | 大崎市 |
| 宮城県立船岡支援学校 | 柴田郡柴田町 |
| 宮城県立山元支援学校 | 巨理郡山元町 |
| 宮城県立利府支援学校 | 宮城郡利府町 |
| 宮城県立支援学校岩沼高等学園 | 岩沼市 |
| 宮城県立支援学校小牛田高等学園 | 遠田郡美里町 |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に次の各号に掲げる学校に在学する幼児、児童及び生徒は、この条例の施行の日において、当該各号に定める学校の相当の幼児、児童及び生徒になるものとする。

- 一 宮城県立盲学校 宮城県立視覚支援学校
- 二 宮城県立ろう学校 宮城県立聴覚支援学校
- 三 宮城県立光明養護学校 宮城県立光明支援学校
- 四 宮城県立拓桃養護学校 宮城県立拓桃支援学校
- 五 宮城県立西多賀養護学校 宮城県立西多賀支援学校
- 六 宮城県立石巻養護学校 宮城県立石巻支援学校
- 七 宮城県立気仙沼養護学校 宮城県立気仙沼支援学校
- 八 宮城県立名取養護学校 宮城県立名取支援学校
- 九 宮城県立角田養護学校 宮城県立角田支援学校
- 十 宮城県立迫養護学校 宮城県立迫支援学校

- 十一 宮城県立金成養護学校 宮城県立金成支援学校
- 十二 宮城県立古川養護学校 宮城県立古川支援学校
- 十三 宮城県立船岡養護学校 宮城県立船岡支援学校
- 十四 宮城県立山元養護学校 宮城県立山元支援学校
- 十五 宮城県立利府養護学校 宮城県立利府支援学校
- 十六 宮城県立養護学校岩沼高等学園 宮城県立支援学校岩沼高等学園
- 十七 宮城県立養護学校小牛田高等学園 宮城県立支援学校小牛田高等学園

職員との給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十一号

職員との給与に関する条例の一部を改正する条例

職員との給与に関する条例（昭和三十一年宮城県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。
第二十一条の第二項中、「二万二百円」を、「一万五千九百円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年一月一日から施行する。

職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十二号

職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特種勤務手当に関する条例（平成十二年宮城県条例第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項第一号中、「三千二百円」を、「六千四百円」に改め、同項第二号中、「三千円」を「六千円」に改め、同項第三号中、「千七百円」を、「三千四百円」に改め、同項第四号中、「千二百円」を、「二千四百円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年一月一日から施行する。

公立大学法人宮城大学に係る地方独立行政法人法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産を定める条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十三号

公立大学法人宮城大学に係る地方独立行政法人法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産を定める条例

公立大学法人宮城大学に係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第四十四条第一項の条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供しようとする場合にあつては、その適正な見積価額）が七千万円以上の不動産（土地については、その面積が一件二万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十四号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（平成十二年宮城県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表四十の項の次に次のように加える。

四十の二 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十條の二第二項の規定に基づく報告書等の写しの交付を請求し、その交付を受ける者

交付を受けるとき

- 1 複写機により用紙に複写したものの交付 用紙一枚につき十円
- 2 スキャナにより読み取つてきた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう以下同じ）をフレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X六二二三に適合する幅九ミリメートルのものに限る。以下同じ）に複製し、複製したものを同一の筐体に複写したスクリーンコピーを一枚につき十円に当該報告書等の写し一枚

ことに十円を加えた額

3 スキャナにより読み取つてきた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X六〇六及びX六二八一に適合する直径百二ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下3において同じ）に複製したものの交付に当該報告書等の写し一枚につき十円を加えた額

4 スキャナにより読み取つてきた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下4において同じ）に複製したものの交付に当該報告書等の写し一枚につき十円を加えた額

附 則

この条例は、平成二十一年一月一日から施行する。

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十五号

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

事務処理の特例に関する条例（平成十一年宮城県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表六の二の項中「角田市」の下に、「登米市」を加え、同表八の項又中「第五五条の二」を「第五五条の二第一項」に改め、同項ル中「第五五条の三」を「第五五条の三第一項及び第二項」に改め、同項ヲ中「検査等」を「検査」に改め、同表八の四の項中「仙台市」の下に、「名取市 登米市」を、「大崎市」の下に、「川崎町」を加え、同表八の五の項中八を削り、二を八とし、ホを二とし、ヘをホとし、「岩沼市」の下に、「登米市」を加え、同表八の九の項中「白石市」の下に、「登米市」を、「大崎市」の下に、「川崎町」を加え、同項を同表八の十の項とし、同表八の八の項中「白石市」の下に、「登米市」を、「大崎市」の下に、「川崎町」を加え、同項を同表八の九の項とし、同表八の七の項中「白石市」の下に、「登米市」を、「大崎市」の下に、「川崎町」を加え、同項を同表八の八の項とし、同表八の六の項中「白石市」の下に、「名取市 登米市」を、「大崎市」の下に、「川崎町」を加え、同項を同表八の七の項とし、同表八の五の項の次に次のように加える。

八の六 土地改良法に基づく事務のうち、同法第九十六条の規定による認可等

| | | |
|-----|-----|-----|
| 仙台市 | 白石市 | 名取市 |
| 大崎市 | 岩沼市 | 登米市 |
| 加美町 | 亶理町 | 川崎町 |
| 美里町 | 松島町 | 丸森町 |

第二条の表十二の三の項中「仙台市」の下に、「登米市」を加え、同表十三の五の項中「仙台市」の下に、「蔵王町 川崎町」を加え、同表十四の項中ノをクとし、ヲからヅまでを力からオまでとし、ルをヲとし、ヲの次に次のように加える。

ワ 法第四十八条の二第三項及び第四項の規定による意見の陳述等

第二条の表十四の項中又をルとし、リを又とし、チの次に次のように加える。

リ 法第二十八条第八項の規定による事業報告書等の受理

第二条の表十九の二の項中、「多賀城市」の下に、「登米市」を、「大崎市」の下に、「蔵王町 七ヶ宿町 大河原町 柴田町」を、「丸森町」の下に、「山元町」を、「大衡村」の下に、「色麻町 涌谷町」を、「美里町」の下に、「女川町 南三陸町」を加え、同表二十の二の項中「仙台市」の下に、「岩沼市」を加え、同表二十一の二の項中「仙台市」の下に、「白石市 蔵王町 川崎町」を加え、同表二十二の二の項中、「第二項、第六項、第八項及び第九項」を、「から第三項まで、第七項、第九項及び第十項」に改め、同表二十二の三の項中「角田市」の下に、「登米市」を加え、同表二十四の項中「仙台市」の下に、「登米市」を加え、同表二十六の項中「岩沼市」の下に、「登米市」を加え、同表二十七の二の項又中「第二十七条第八項」を、「第二十七条第四項第三号及び第八項」に、「事業報告書等の受理」を、「報告の受理等」に改め、同項中キをコとし、カからサまでをヨからキまでとし、ワの次に次のように加える。

カ 法第四十八条の二第三項及び第四項の規定による意見の陳述等

第二条の表二十七の四の項中「塩竈市」の下に、「気仙沼市 名取市」を、「岩沼市」の下に、「登米市」を、「大崎市」の下に、「大河原町」を、「亶理町」の下に、「山元町」を、「松島町」の下に、「利府町」を、「大衡村」の下に、「涌谷町」を、「美里町」の下に、「女川町」を加え、同表二十八の二の項及び三十の二の項中「岩沼市」を、「白石市 岩沼市 登米市」に改め、「東松島市」の下に、「蔵王町 川崎町 山元町」を加え、同表三十の三の項中「塩竈市」の下に、「登米市」を加え、同表三十の四の項中「岩沼市」の下に、「登米市」を、「栗原市」の下に、「東松島市 大崎市 大河原町 川崎町」を、「亶理町」の下に、「山元町」を、「松島町」の下に、「七ヶ浜町 利府町」を、「色麻町」の下に、「涌谷町」を、「美里町」の下に、「女川町」を加え、同表三十の五の項中「多賀城市」の下に、「登米市」を、「栗原市」の下に、「東松島市 大崎市 大河原町 川崎町」を、「亶理町」の下に、「山元町」を、「松島町」の下に、「七ヶ浜町 利府町」を、「色麻町」の下

に、「涌谷町」を、「美里町」の下に、「女川町」を加え、同表三十の九の項中「白石市」の下に、「登米市」を、「大崎市」の下に、「川崎町」を加え、同表三十一の項中「及び第三号から第五号まで」を、「第四号及び第五号」に改め、同表三十二の項中「に基づく事務のうち、同法第三十二条第一項の規定による指示」を、「(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの」に改め、同項に次のように加える。

イ 法第三十二条第一項の規定による指示

ロ 法第五十三条第一項及び第二項の規定による報告の徴収等(イに掲げる指示に係るものであつて、同条第一項第三号に掲げる者に対するものに限る。)

第二条の表三十三の項中「岩沼市」の下に、「登米市」を、「大崎市」の下に、「蔵王町 川崎町」を、「丸森町」の下に、「七ヶ浜町」を加え、同表三十四の項を次のように改める。

| | |
|--|-----|
| 三十四 介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下この項において「法」という。)及び介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下この項において「省令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの | 栗原市 |
| イ 法第四十六条第一項の規定による指定 | |
| ロ 法第七十九条の二第一項の規定による更新 | |
| ハ 法第八十二条の規定による届出の受理 | |
| ニ 法第八十二条の二第一項の規定による連絡調整等 | |
| ホ 法第八十三条第一項の規定による報告の命令等 | |
| ヘ 法第八十三条の二の規定による勧告等 | |
| ヘチ 法第八十四条の規定による指定の取消し等 | |
| ト 法第八十五条の規定による公示(イ、ハ及びトに掲げる指定等に係るものに限る。) | |
| リ 省令第百三十二条第三項の規定による記載事項の省略等 | |

第二条の表三十四の二の項中「平成九年法律第百二十三号」及び「平成十一年厚生省令第三十六号」を削り、同項口中「ル」を「ヲ」に改め、同項中ムをノとし、ラをヅとし、同項ナ中「第八条の二第二項、第九条」を「第九条第二項」に改め、同項中ナをウとし、ネをラとし、ラの次に次のように加える。

ム 法第四百四条の二の規定による公示(ヲ、タ及びラに掲げる許可等に係るものに限る。)

第二条の表三十四の二の項中ツをナとし、タからソまでをソからネまでとし、ヨをタとし、タの次に次のように加える。

レ 法第九十九条の二第一項の規定による連絡調整等

第二条の表三十四の二の項中力をヨとし、ルからワまでをヲから力までとし、同項又中「ト及びリ」を「チ及びヌ」に改め、同項中又をルとし、ヘからリまでをトからヌまでとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 法第八十九条の二第一項の規定による連絡調整等

第二条の表三十四の四の項イ中、「捕獲」を、「捕獲等（以下この項において「捕獲等」という。）」に改め、同項口中、「第十条」を、「第十条第一項」に、「命令等（イに掲げる許可等）」を、「命令（法第九条第一項の規定に違反して許可を受けないでした捕獲等及びイに掲げる条件の付加）」に改め、同項口中、「ト」を、「チ」に改め、同項ヲを同項ワとし、同項ル中、「ハ」を、「ニ」に改め、同項中ルをヲとし、又をルとし、同項リ中、「ハ及びト」を、「ニ及びチ」に改め、同項リを同項又とし、同項チ中、「ト」を「チ」に改め、同項中チをリとし、ハからトまでをニからチまでとし、ロの次に次のように加える。

八 法第十条第二項の規定による許可の取消し（イに掲げる許可に係るものに限る。）

第二条の表中三十四の六の項を三十四の八の項とし、三十四の五の項を三十四の六の項とし、同項の次に次のように加える。

| | |
|--|-----|
| 三十四の七 租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの | 仙台市 |
| イ 政令第二十号の二第十三項の規定による認定 | |
| ロ 政令第二十五号の四第二項及び第十六項の規定による認定 | |
| ハ 政令第三十八号の四第二項の規定による認定 | |
| ニ 政令第三十九号の七第九項及び第十一項の規定による認定 | |

第二条の表三十四の四の項の次に次のように加える。

| | |
|--|---|
| 三十四の五 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下この項において「省令」という。）に基づき事務のうち、次に掲げるもの | 仙台市 白石市 角田 市 蔵王町 大河原町 村 田町 柴田町 川 崎町 丸森町 巨理町 山元町 |
| イ 法第九条第一項、第二項、第四項から第九項まで、第十一項及び第十三項の規定による許可等（法第七条第二項第五号に掲げる特定鳥獣の数の調整のための鳥獣（イノシシに限る。）の捕獲等（以下この項において「捕獲等」という。）に係るものに限る。） | |
| ロ 法第十条第一項の規定による命令（法第九条第一項の規定に違反して許可を受けないでした捕獲等及びイに掲げる条件の付加に係るものに限る。） | |
| ハ 法第十条第二項の規定による許可の取消し（イに掲げる許可に係るものに限る。） | |
| ニ 法第七十五条第一項及び第三項の規定による報告の徴収等（イに掲げる許可に係るものに限る。） | |
| ホ 省令第七条第八項及び第十一項から第十四項までの規定による要求等（イに掲げる許可に係るものに限る。） | |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の表八の項、十四の項、二十七の二の項、三十一の項及び三十二の項の改正規定は公布の日から、同表二十二の二の項の改正規定及び三十四の二の項の改正規定（平成九年法律第百二十三号。）、及び「平成十一年厚生省令第三十六号。」を削る部分を除く。）は介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成二十年法

律第四十二号。）の施行の日から、同表三十四の項の改正規定（二に係る部分に限る。）及び三十四の二の項の改正規定（平成九年法律第百二十三号。）、及び「平成十一年厚生省令第三十六号。」を削る部分に限る。）は平成二十一年四月一日又は介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長が行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

申請等の受理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十六号

申請等の受理の特例に関する条例の一部を改正する条例

申請等の受理の特例に関する条例（平成十二年宮城県条例第二十四号。）の一部を次のように改正する。

第二条の表一の項口中、「第三条第一項」を、「第五条第一項」に改め、同項八中、「第四条」を、「第六条」に改め、同項二中、「第五条第一項」を、「第八条第一項」に、「書換え交付」を、「書換え交付」に改め、同項水中、「第六条第一項」を、「第九条第一項」に改め、同項へ中、「第七条」を、「第十条」に改め、同表二の項口中、「第三条第一項」を、「第五条第一項」に改め、同項八中、「第四条」を、「第六条」に改め、同項二中、「第五条第一項」を、「第八条第一項」に、「書換え交付」を、「書換え交付」に改め、同項水中、「第六条第一項」を、「第九条第一項」に改め、同項へ中、「第七條」を、「第十条」に改め、同表三の項八中、「第三条第一項」の下に、「及び第二項」を加え、同項へ中、「書換え交付」を、「書換え交付」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

統計調査条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十七号

統計調査条例の一部を改正する条例

統計調査条例(平成四年宮城県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「県統計調査の適正な運営を図ることにより、統計調査に対する県民の理解を深め、もって統計の真实性を確保」を「統計法(平成十九年法律第五十三号、以下「法」という。)及びこれに基づき命令に定めるもののほか、県統計調査の実施及び結果の利用等に関し必要な事項を定めることにより、県統計調査の適正な運用を図り、もって県民経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与」に改める。

第二条第一項を次のように改める。

この条例において「県統計調査」とは、県が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体(以下「法人等」という。)に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 県がその内部において行うもの
- 二 法及びこれに基づく命令以外の法律又は政令において、市町村に対し、報告を求めることが規定されているもの
- 三 国の行政機関(法第二条第一項に規定する行政機関をいう。)その他の者からの委託を受けて行うもの

四 統計法施行令(平成二十年政令第三百三十四号)第二条第五号に規定する事務に関して行うものの

第二条第二項中「県指定統計調査」を「県基幹統計調査」に、「前項に規定する県統計調査のうち知事等」を「県統計調査のうち特に重要なものであって、知事その他の執行機関(以下「知事等」という。)」に改める。

第三条の見出し及び同条中「県指定統計調査」を「県基幹統計調査」に改める。

第四条第一項中「県指定統計調査のため、人又は法人その他の団体(以下「法人等」という。))を「県基幹統計調査のために必要な事項について、個人又は法人等」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により申告を命ぜられた者は、これを拒み、又は虚偽の申告をしてはならない。
第四条に次の一項を加える。

3 第一項の規定により申告を命ぜられた者が、未成年者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。)又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が、本人に代わって申告をする義務を負う。

第六条第一項中「県指定統計調査」を「県基幹統計調査」に改める。

第七条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

(県基幹統計調査と誤認させる調査の禁止)

第七条 何人も、県基幹統計調査の申告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する申告として、個人又は法人等の情報を取得してはならない。
第八条及び第九条を削り、第十条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(調査票情報の二次利用)

第九条 知事等は、次に掲げる場合には、県統計調査に係る調査票情報(法第二条第十一項に規定する調査票情報をいう。)を利用することができる。

一 統計の作成又は統計的研究を行う場合

二 統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

第十一条中「次の各号のいずれかに該当する」を「集計された結果を第八条の規定による公表前に他に漏らし、又は盗用した」に改め、同条各号を削り、同条を第十条とする。

第十二条第一号中「県指定統計調査」を「県基幹統計調査」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第七条の規定に違反して、県基幹統計調査の申告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する申告として、個人又は法人等の情報を取得した者

第十二条を第十一条とし、第十三条を第十二条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の統計調査条例第二条第二項の規定により指定を受けている県指定統計調査は、改正後の統計調査条例第二条第二項の規定により指定を受けた県基幹統計調査とみなす。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十八号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成十年宮城県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（電磁的方法）

第三条の二 法第十四条の七第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて条例で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
 - 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。